三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	橋本　正恒
変更後	〃

(2)　変更年月日
平成二十四年七月十一日

○九州地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

九州地方整備局長　吉崎　収

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
都城市高城町石山字富持三四六三番二から同市高城町石山字下川地一一〇〇番六まで	前	一〇・三〇～一七・〇〇（メートル） 一〇〇・三〇～一八・五〇〇（キロメートル）	
	後	一〇・三〇～一七・〇〇（メートル） 一〇〇・三六〇〇（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
大牟田市船津町四四一番一から佐賀市諸富町大字諸富津字一本杉五二四二番一まで	前	BA 六・八〇～五〇・〇〇（メートル） 二九・一八三（キロメートル）	
	後	BA 六・八〇～五〇・〇〇（メートル） 二九・一八三（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		〇・〇〇～一五九・五六 二七・四四四	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
日南市大字宮浦字大浦五九九四番一から同市大字宮浦字村田六〇〇七番一まで	前	七・九四～一五・六三（メートル） 〇・〇三七（キロメートル）
	後	九・三八～一五・六三（メートル） 〇・〇三七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	都城市高城町石山字富持三四六三番二から同市高城町石山字下川地一一〇〇番六まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
二百二十号及び四百四十八	日南市大字宮浦字大浦五九九四番一から同市大字宮浦字村田六〇〇七番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十四年七月二十七日

○北海道開発局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道檜山郡江差町字大澗町一五六番から同町字大澗町一三二番地先まで	前	三〇・一四～五一・一七（メートル） 〇〇・一〇五（キロメートル）	
	後	二二・九七～五一・一〇	
北海道檜山郡江差町字愛宕町一八六番一地先から同町字愛宕町一八五番一まで	前	三七・二八～四四・〇〇（メートル） 二六・〇〇～三七・二八（キロメートル）	
	後	〇〇・〇三三	
北海道檜山郡江差町字愛宕町一七一番から同町字愛宕町一三一番まで	前	二八・七七～五〇・〇〇（メートル） 二六・〇二～五〇・〇六（キロメートル）	
	後	〇〇・一八七	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○沖縄総合事務局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
沖縄県国頭郡金武町字金武名古川原一〇四四八番から同町字金武渡慶頭原八〇四六番一まで	前	BA 一四・四〇～五七・〇〇（メートル） 三・八一四（キロメートル）	
	後	BA 一五・三〇～九七・四〇〇 四・五五七	
		一四・四〇～五七・〇〇（メートル） 三・八一四（キロメートル） 一五・三〇～九七・四〇〇 四・五五七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県国頭郡金武町字金武浜田原四三六一番三から同町字金武渡慶頭原八〇四五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月二十七日十一時